

川崎市地域女性連絡協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市地域女性連絡協議会に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、もって川崎市地域女性連絡協議会の効果的な活動の推進を図り、女性リーダーの育成、女性団体活動及び社会教育の充実に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助金とは、川崎市地域女性連絡協議会が実施する次の事業（以下「補助事業等」という。）に対して、市が交付するものをいう。

- (1) 女性団体活動に関する研修・学習事業
- (2) 女性団体活動に関する調査研究事業
- (3) 女性団体活動の啓発・普及・奨励を目的とした広報活動
- (4) 各種研究大会参加事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(交付の申請)

第3条 川崎市地域女性連絡協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及びその代表者氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了予定日、その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎

(5) 概算払が必要な場合は、その旨及び理由

(6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれにかわる書類

(3) 団体規約・役員名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助決定及び決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を川崎市地域女性連絡協議会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条の規定による通知後、川崎市地域女性連絡協議会の請求に基づき補助金を交付する。ただし、市長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第6条 川崎市地域女性連絡協議会は、補助事業等が完了したときは、次の各号に掲げる事項を記載した実績報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 補助事業等に係る収支決算書又はこれにかわる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、補助事業等の実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、川崎市地域女性連絡協議会に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、川崎市地域女性連絡協議会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第10条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月14日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日。31川教生第869号)

この要綱は、決裁の日から施行する。